# 第38回豊島廃棄物処理協議会

日時: 平成29年2月4日(土) 13:00~14:35

場所: 豊島公民館

## I 出席協議会員(16名)

①学識経験者

(会長) 岡市友利、(会長代理) 高月紘

②申請人らの代表者

大川真郎、石田正也、〇中地重晴、山本彰治、山崎和友(濵中幸三代理)、安岐正三、 石井亨

③香川県の担当職員等

田代健、大山智、淀谷圭三郎、田中一裕、〇大森利春、武本哲史、井元浩司 ※〇印は議事録署名人

## Ⅱ 傍聴者

- ①豊島3自治会関係者 約80名
- ②公害等調整委員会審査官 遠山敦士
- ③報道関係 11社(朝日新聞、NHK、岡山放送、共同通信、山陽新聞、山陽放送、四国新聞、瀬戸内海放送、西日本放送、毎日新聞、読売新聞)

## Ⅲ 議事

司会から、次の報告があった。

・公害等調整委員会から遠山審査官の出席

## 〇岡市会長挨拶 (要旨)

- ・豊島廃棄物等処理事業については、調停条項に従い、共創の理念に基づき、関係者の理解と協力のもと進められている。平成15年9月に本格処理を開始してから、調停条項期限まで残り僅かとなった。
- ・廃棄物等の処理済量と残存量を合計した全体量については、後ほど県から詳しい説明があると思うが、先月29日に開催した豊島廃棄物等管理委員会において審議した結果、その重量は約90万4千トンと推定されている。廃棄物等の搬出完了時期は、運搬量増強対策を実施し、平成29年3月25日になると見込まれている。
- ・調停条項に定められた処理期限まで、残り僅かとなったが、県においては、安全第一、環境保全第一に緊張感をもって事業を進め、処理期限までに事業を終えるよう 努めていただきたいと思う。

・本日、協議会員の皆様におかれては、率直かつ活発に意見交換を行い、双方の信頼関係をより一層深められ、実りある成果を得て、豊島廃棄物等の処理の円滑化に生かしていただけるようお願いする。

## 議題

## (1)協議会の運営

- ・議事録の署名人に、中地協議会員、大森協議会員を指名し、了承を得た。
- ・本日の議題に非公開とすべき内容はないため公開とした。

## (2) 粗大スラグについて

## 〇住民側

・議長、ちょっと。まずこの協議会次第をみて非常に驚いた。29日に管理委員会、30日に知事の記者会見があった。その際、粗大スラグの埋立という話があった。各マスコミでは「知事スラグ埋立、調停条項抵触せず」という報道があった。この議題に触れずに進めるとは何事か。全く心外である。我々は抵触すると思っている。説明もなしに進めていっているが、まずこの話から始めていかないと。本日我々から資料を配ったが、知事の見解は間違っている。調停期限まであともう少しのところだが、最後のところで理念を捨ててやるというのか。

## 〇議長

・その件については県から説明があると思う。

### 〇住民側

・それだったらスラグの埋立に関して議題に入れるべき。私は29日の管理委員会で 最終処分についてこの件について県と議論すべきと言った。それは岡市先生、高月先 生も知っているはず。なぜ議題としてあげないのか。

## 〇議長

・住民提出議題で扱いたい。

### 〇住民側

・そんないい加減なことでいいのか。調停条項を変えるような議論である。

### 〇議長

・住民の指摘について県が真剣に答えてくれると思うから、今そのように申した。

#### 〇住民側

・真剣に考えていない。だから県は我々に何の相談もなく、先日の知事の記者会見で 埋立が調停条項に抵触しないという会見をした。最終処分すると調停条項に書いてい るのか。

## 〇議長

・調停条項には書いていないと思うが、県側の意見を聴いて処理していきたい。

・この問題については、基本的には県が住民側と協議する議題として扱い、まずそれ を最初にやるべき。今豊島との最大の問題であるため、それをしないと信頼関係が出 てこない。まずこの件について扱いたい。

### 〇議長

・県の方はどうか。

#### 〇県側

・説明させて頂く。県としての基本的な考え方であるが、調停条項の搬出期限の厳守は大変重いものであると認識しており、搬出スピードアップ対策を全力でやっている。安全確保、事業者の確保について一定のめどがついたが、廃棄物一時保管に伴うスペースの確保という課題はまだ解消しきれていない。最終処分以外の方法をまずは行うべきということで関係者と調整を行いつつ、それらがダメだということであればということで、先日の管理委員会にかけさせていただいた。そのような課題があるという説明が出来ていなかった点は、反省をしている。

搬出期限と同様に、調停条項の「副成物の再生利用を図る」という規定も大変重いものだと認識している。スラグの最終処分がないよう最大限の努力をすべきものと、県としては考えている。昨日、知事から直接、最終処分することがないよう出来ることを全てやるよう指示を受けている。調停期限の厳守と再生利用はどちらかをとるというのではなく、出来る限り両立すべきものと考えている。スラグの発生量やセメント原料化処理をして頂いている九州の事業者がどれだけ受け入れてくれるかなどとの関係もあり、どれだけ足りないかは正確には分からないのが正直なところだが、粗い試算では約2,000t足りない。そのうち約1,000tについては2月1日から製砂スラグ用を念頭に確保できたヤードに粗大スラグを置けないか、検討している。スラグ置場が不足する懸念はあるなかで、その他の対応策についても関係者と調整しているところである。県としては最終処分がないよう全力で調整しているところである。住民の方には一定の見通しがたった時点で速やかにお話に参りたいと考えている。

#### 〇住民側

・協議を実質的なものにしたい。端的に申し上げるが、県は最終処分が調停条項に抵触しないといったが、調停条項前文、及び第5項(1)に明確に反している。この点について説明をしてもらいたい。

#### 〇県側

・調停条項第5項(1)で「香川県は、技術検討委員会の検討結果に従い、搬出した本件廃棄物等を焼却・溶融方式によって処理し、その副成物の再生利用を図る。」そういう文言になっている。従って副成物の再生利用は大原則ということは理解しているが、それは技術検討委員会の検討結果が前提になっている。この調停が成立した平成12年の時点では、技術検討委員会の第3次報告書が出ていて、その中では、廃棄物等の無害化だけでなく、可能な限り副成物の有効利用を図ること、21世紀の循環型

社会の構築に向け、その範となる技術システムを示すこと、循環型技術システムの進展を促すこと、ということになっていて、原則は、副成物の有効利用ということは堅持されるが、やはり、「可能な限り」という留保が付いているので、したがって、技術的な面、あるいは、廃棄物等の処理を促進する、期限内に調停条項を実行する、という観点から、例外が全く許されないものではない。そういうことで、香川県の方で、必ずしも調停条項には違反しないという見解を出した、というのが考え方である。

#### 〇住民側

・今の回答からすると、県の発言は県当局の発言と理解できるし、今回が田代さんからの発言とすると、根拠は完全に間違っている。1999年に技術検討委員会の最終報告書が出たが、そのときに巻頭の言葉で書かれているが、出発点は再生が「可能な限り」ということで取り組んできたが、最終文書では再生できるとされた。だからこそ、翌年の最終合意で「可能な限り」というのが削られた。だから、「可能な限り」ではない。全部きちんとやるということで、一番大事な合意に至ったわけで、田代さんは年代もぐちゃぐちゃで言っているし、事実関係も大間違いなことを言っている。その間違いで県知事を誘導したのではないかと思うとなおさら罪深いと思う。

## 〇県側

・ここでそれ以上の議論をするのはどうかと思うし、私どもはそのように考えている ので、見解の違いだと思う。

## 〇住民側

・田代さんが言う技術検討委員会の結果に従い、というのは、搬出した廃棄物を焼却・溶融方式で処理するという、そこまでが技術検討委員会の検討の内容で、その結果についてどうするかというのが書いてあることであり、処理したものをどのようにするかというのは技術検討委員会の問題ではない。スラグになったものをどのように保管したり移動したり利用したりするか、そういうことがここに書かれているわけではない。田代さんが言う条項の理解そのものが間違っている。技術検討委員会の検討結果に従って、副成物の再生利用を図るというところへ結びついているわけではない。基本的にそういう理解では、この問題について正しい理解にはならない。

## 〇住民側

- ・今日は文書化して事前に配っているので、この文書を見ながら見解を述べたい。最後にこんな議論をするとは思わなかったが、香川県知事が、粗大スラグの埋め立て処理は、「調停条項には抵触しない」「技術検討委員会の検討結果では、可能な限り再利用するなどとなっている」「すべて再利用することにはなっていない」ということが新聞報道にあった。今日確認すると、この通りのようなので、これを前提に話をする。
- ・まず、粗大スラグの埋め立て処理は、調停条項第5項(1)に明確に違反するとい うのが私たちの立場。調停前文を含めて、「可能な限り再生利用」との表現はない。む しろ、中間合意、技術検討委員会の検討結果を踏まえて、県と住民は「副成物の再生

利用を図る」ことで最終合意に達した。この調停条項の変更には、住民との合意が必要である。

その経過だが、2項以降に書いている。まず前文で、

「3 技術検討委員会は、焼却溶融方式によるのが適切との見解を表明した。この焼却・溶融方式は、処理の結果生成されるスラグ、飛灰などの副成物を最終処分することなく、これを再生利用しようとするものであり、我が国が目指すべき循環型社会の21世紀に向けた展望を開くものと言える。」というように公調委の最終合意の前文に書いてある。

それに基づいて、焼却・溶融処理ということで、

「香川県は、技術検討委員会の検討結果に従い、搬出した本件廃棄物等を焼却・溶融 方式によって処理し、その副成物の再生利用を図る」という条文になっている。

問題はこの調停条項ができた経過で、平成9年7月18日に中間合意を県と我々は結んだ。そこで、豊島廃棄物の処理については以下の合意をしている。「被申請人香川県は、本件処分地に存する廃棄物及び汚染土壌について、溶融等による中間処理を施すことによって、できる限り、再生利用を図り、豊島総合観光開発株式会社により廃棄物が搬入される前の状態に戻すことを目指すものとする。」

ここで豊島産廃処理の基本的な方向を決めた。この方向は2点あり、「廃棄物が搬入される前の状態に戻すこと」と「できる限り再生利用を図ること」。この処理のための調査を行うのが、3項において設置する技術検討委員会の役割であると中間合意で決めた。

なぜ「できる限り再生利用を図る」と書いたかというと、5項で「再生利用困難な 飛灰及び残滓等の処分方法については、2項の趣旨を基本として、香川県の調査終了 後、技術検討委員会の調査だが、その結果を踏まえて、申請人及び香川県において、 取り扱いを協議する」という形で、協議条項として残した。

なぜそうなったかというと、中間合意時点では、当時の技術水準から、飛灰等が再 生利用が困難であるとの認識を持っており、だから「できる限り再生利用を図る」と いう合意が成立した。

それで、この中間合意を踏まえて、平成9年7月に「技術検討委員会」が設置され、 調査が開始された。したがって、技術検討委員会の目的は、中間合意に沿って技術検 討を行うことにあり、それは技術検討委員会の最終報告書の冒頭に的確に書いてある。

中間合意(処分地に存する廃棄物等を溶融等の中間処理を施すことにより、できる限りの再生利用を図り、廃棄物が搬入される前の状態に戻す)ということに沿って、廃棄物等の処理に関する技術的検討をしてきたと書いている。先ほど、言われたように基本的方針として、「できる限り再生利用を図る」というのを方針にしたが、これはあくまでも中間合意に書いてあることに沿って、そういう方針が出されて、技術的検討をするということになったものである。

技術検討の結果、中間合意では処理が困難とされた飛灰についても、再利用する技術があることが明らかになった。

飛灰とスラグの技術的処理が可能と第2次技術検討委員会で決まった。したがって、第3次技術検討委員会の最終報告書に添付されている直島処理では、香川県が直島町民に配布したパンフレットが添付されているが、ここでは副成物として飛灰とスラグが出るけれども、飛灰については、これに含まれる銅等の金属を回収・再資源化する。スラグについては、県の公共事業に使用するコンクリート骨材等として再利用する。香川県は技術検討委員会の結果に基づいて、明記して、住民に説明している。この技術検討委員会の結果を受けて、最終合意では、中間合意では改めて協議すると条項となっていたが、最終的な話し合いで「できる限り再利用を図る」の文字を消して「その副成物の再生利用を図る」と明記したのである。そして、その前文ではその意義を「我が国が目指すべき循環型社会の21世紀に向けた展望を開くものといえる」、まさに世界的なものとして評価されている。

このような経過から調停条項はできあがったのであり、当然このことは県が知っているはずと思っていた。調停条項の文字通りすべての副成物を再利用するとしたのであり、県知事の見解が誤りであるのは明らかである。

そして、その後も、県はホームページで、豊島廃棄物処理の説明を「豊島産業廃棄物の処理は、豊島の原状回復による環境の再生を目指すとともに、処理が行われる直島では、飛灰やスラグなどの副成物を埋め立てることなく再利用するものであり、このことも、我が国が目指すべき循環型社会の新たな展望を開くものです」として、「副成物の有効利用では、溶融飛灰は三菱マテリアルでやります。溶融スラグは土木用材料として公共事業でします」と言っている。

私たちも多数の見学者にそのように説明してきた。中間梱包施設にある県の DVD にも流れている。瀬戸内オリーブ基金は、子ども向けに環境学習として、県が言っていることをわかりやすい漫画を交えて説明している。

豊島廃棄物の処理は、以上の経過のなかでこれまですべてを再利用する技術で処理 されてきており、この意義は、世界各国から見学に来ている、世界的にみても大きい。

平成22年8月に県と住民が同意した水洗浄処理については、技術的な困難があったため、できる限りすると決めていた。

今回の県の提案は、処理期限との関係で保管場所がないという理由であるが、いままでの調停条項に定められた豊島廃棄物処理の枠組みを放棄するものであり、調停条項では全く想定していない。冒頭の知事の見解はまったくの誤りである。

豊島住民は今回の提案は、豊島の廃棄物処理の先駆的意義と処理事業の意義を将来 の豊島問題の環境教育に生かす点からしても、汚点として残したくない。

香川県には、今後処理期限がせまるなか、今回の粗大スラグの処理をどうするかを 豊島住民と協議する場を早急に設けて、調停条項6項の共創の理念に基づく「理解と 協力のもとにおこなう」ことを真摯に行うことをもとめるものである。

・豊島住民はこれまでの取り組みについて、今回の知事発言を遺憾に思っている。住 民の声を聞いてもらいたい。

## 〇住民側 (傍聴席)

・知事の発言、県の見解と、大川弁護士の見解、どちらが正しいのか。工事を止めて、 工期を守れ。いままでごまかしてきている。決着するまで工事をストップして欲しい。

#### 〇県側

・県として一生懸命工事をしている。申し訳ないが止めることはできない。

## 〇住民側 (傍聴席)

・仕事の関係で外に出ていたが、帰ってきてから住民会議に関わり、勉強してきた。 県からも、住民側からも問題点を出してきたが、前もって両者では話し合った、詰めるとこまで詰めて進めてきた。

29日の管理委員会で急に粗大スラグの埋立という、とんでもない話が出てきたが、 今日の席で県と話し合いができると思っていた。翌日の知事会見で「抵触しない」度 肝を抜かれた。豊島の住民から「どうなっているの」「こんなこと認めてない」という 声があった。

最後の2か月3か月でこんなポカがでるなんて考えもしなかった。今まで我々が共 創の理念でしてきたことが、この一事で全部吹っ飛んだ。これは我々住民の心を非常 に痛めている。住民としては心外である。

## 〇住民側 (傍聴席)

・知事がスラグの保管場所がないから埋立をすると言ったが、それはおかしい。ないんだったら保管場所を作るべき。場所がないんだったら場所がないと話しにくるのが 先だろう。確保ができないというのだったらわかるけれど、できないから埋立処分す るというのはおかしい。ちょっと相談して欲しい。

## 〇住民側

・見解の相違で終わらせるような問題では絶対にない。田代弁護士にお聞きしたい。 技術検討委員会の最終報告書のどこに「できる限り」と書いてあるのか。

## 〇県側

・最終報告書の1-3というページに、「検討に当たっての基本方針」というのがある。 その①②③とあるところの③にある。廃棄物等の無害化だけでなく可能な限り副成物 の有効利用を図ることと記されている。

## 〇住民側

・私は根拠を聞いた。それであなたが今しゃべったところはもうそこから解釈が間違っている。今書かれていることは、技術検討委員会がこれから検討するに当たってはできる限り再生利用の方向で検討してみましょうという出発地点の姿勢を書いているだけである。出来上がった最終報告書にはそんなこと何も書いていない。

## 〇県側

・最終報告書である。平成11年11月のものである。

## 〇住民側

・だから最終報告書の中で書かれていることは、当初検討するに当たっては自信がないから、技術検討委員会としてもできるだけそういう方向でやってきたけども、しかしここで自信があった。だから、「できる限り」を消したのだ。本文の中にないだろう。

## 〇県側

・私はそのように理解していない。先ほどの解釈は維持させてもらう。ただ、先ほどから、申し上げているように、知事あるいは部長は、再生利用という考え方は大変重い。スラグの最終処分がないよう最大限の努力をする。置き場もできるだけ努力して確保する。こういう決意で今やっている最中である。

そういう中で、どうしても最終処分が避けられないという事態になるとすれば、また対応を考えるので、そういうことで今日は進めていただきたい。

## 〇住民側

・そう簡単に引き下がるわけにいかない。小学生でもわかるような解釈の間違いをあなたは言っている。検討委員会が検討に入るにあたっての姿勢を書いているのに、結論がそうなったとあなたは読んでいる。ひどい話だ。そう言って知事に大丈夫ですと、調停条項に違反しないですと教えたのか。

## 〇県側

・内部のことを言う必要はない。

### 〇住民側

・確かにないけども、調停の前文を読んだらはっきりしている。副成物を最終処分することなく、埋め立てることなく、再生利用する。だからこの事業は21世紀を展望を開くものである。こういうふうな調停の文言をあなたは読んでいるのだろう。

## 〇県側

・それは前文である。前文は公調委が書いたもの。

### 〇住民側

・前文である。あなたは前文ですら引用するところを見つけられないじゃないか。全 然、間違った技術検討委員会の冒頭の言葉しか引用できないじゃないか。

## 〇県側

・先ほど申し上げたとおりである。考えは変わらない。

## 〇住民側

・結局、あなた方の根拠になるのは最終報告書の最初の序文のところに出てくる言葉 だけ。できる限りという言葉だけ見つけて、これでいけると思ったのだろう。

## 〇県側

・言葉は重い。

・言葉は重い軽いの問題じゃない。言葉は全体としてそんな意味で使われてない。

## 〇県側

・全体として見ている。

### 〇住民側

・まるっきり曲げて曲げて理解して。それで今までこの大事業をやってきたのか。

#### 〇県側

・大原則を追及してきている。やってきている。

### 〇住民側

・あなた方の大間違いは調停条項に内容で完全に違反するだけじゃなく、手続上も完全に違反した。この調停条項というのは、最終合意文書である。住民と県との合意文書である。これを変えたり変に読み変えて通そうと思ったら、もう片方の当事者の同意がないといけない。ところがあなた方はこれまで4回も5回も勝手に読み替えて調停条項に全然関係がないと言ったり、管理委員会の了承を得たと言ったり、そういう色んな理屈で自分の思うような事業をやろうとしてきた。県が今一所懸命にやっているのはよくわかる。それには感謝もしている。しかし、大事な厳しいところではいつも住民を置き去りにしてやろうとしてきた。そのたびに私はここで、それは許されないと言ってきた。岡市先生にもずいぶん迷惑をかけてきた。そしてすべて私の言う通りになってきた。住民が合意できた場合には県の思うような変更ができた。しかし、合意できない、調停条項を変えることはまかりならないと言ったことにはさせないできた。そういう教訓を何度も得ているはずなのに、またここで住民不在のやり方をして住民を怒らせている。せっかく10数年にわたって努力されてきているのを自分で汚しているじゃないか。

## 〇議長

・県が自分で汚しているとはちょっと言い過ぎだろうが、住民会議が出された今日の 文書の一番最後の3行、それを県側がどう読むかだと思う。香川県には今後処理期限 が迫る中、今回の粗大スラグの処理をどうするかを豊島住民と協議する場を早急に設 けて調停条項6項の共創の理念に基づく理解と協力のもとに行うことを真摯に行うこ とを求める、ということで香川県が住民側と協議を進めるかどうかという問いかけだ と私は思う。

#### 〇県側

・先ほども住民の声を聞かせてもらった。お気持ちはわかった。住民と協議する場を ということだが、それに異論はない。

## 〇住民側

・それについて一言釘を刺したいとおもう。新聞報道によると今後実際にスラグを埋立処分する際には豊島の住民と話したいと知事は述べたと書いている。これほど住民

を馬鹿にしたことはない。埋立を県が自分勝手に決めておいて埋立は抵触しないということを主張するのか。

## 〇県側

・そういうことではなく、最終処分が前提でなく協議の場を設けさせていただくとい うことである。

調停条項の解釈うんぬんより前にできることをするのが筋で、その後の段階として 議論すべきことだと思っている。

## 〇住民側

・それも理屈だが全県民、もっと広くに向かって、調停条項に抵触しないと言ってしまっている。言ってしまっているのに、それをそのままにして協議ができるのか。

## 〇県側

協議は協議としてさせていただきたい。

### 〇住民側

・あとわずかのところで知事があのような発言をされたのは緊張感がなくなっているのではないか。最後になって余ったスラグを処分場に捨てる、そのような発想はどこから出てくるのか。置場がない、時間がないは枝葉末節の問題である。豊島住民は侮辱を受けている。豊島住民の戦いの誇りをズタズタにしている。そういうことは絶対にないように、共創の理念という最も基本的な姿勢を再認識してもらいたい。

## 〇県側

・緊張感がないというご指摘については、緊張感を持って臨んでいる。十分な説明ができなかった点は反省している。皆様からいただいた言葉、声を踏まえ、今後の協議に臨んでまいりたいと考える。

## 〇住民側

・これ以上は言わないが、こういうやりとりを4度も5度も重ねてきた立場から最後に申し上げる。この調停ができた日、当時の厚生大臣が談話を発表した。「今回の合意は最大の不法投棄事件の解決策として長く後世に伝えられるものと考える。だから、国としても必要な処理施設の整備を支援していく。」今、県がやろうとしている埋立が可能ならば、国の方針にも反するということを強調しておきたいと思う。

### 〇住民側

・私は現場で視察対応している。日本中、世界中から視察にきている。県が作った 2 0 0 3 年の D V D を見せている。これの冒頭に、原状回復と循環型社会の形成に向けて、豊島廃棄物等処理事業と出てくる。また、処理が行われる直島で飛灰やスラグ等の副成物を埋め立てることなく再生利用するものであり、このこともわが国が目指すべき循環型社会の新たな展望を進めるものである。第 2 第 3 の豊島を作るな、と見学者に訴えている。我々は県と異なり同じメンバーでやっている。 2 0 0 0 年 6 月のときの精神が継承されているのか。我々は既に 5 4 9 人の同志のうち 3 1 4 人が亡くなっている。志を引き継いで戦っている。そのことが本当に分かっているのか。持続可

能な社会を作ろうじゃないかというのが精神。これを最後の最後になって踏みにじろうというのか。発端から42年である。

## 〇住民会議

・とりあえず豊島の思いが伝わったと思うので、速やかに協議の場をこちらのほうへ申し入れてもらって、日程調整して、本当に具体的にどうしていくのか。話し合いをしたいと思うのでよろしくお願いしたい。

## 〇県側

・わかった。

## 〇議長

・そういう用意を県側ではお願いできるのか。

## 〇県側

できます。

## 〇議長

・県側と住民会議との間でこの件について詰めた協議をよろしくお願いしたい。

## (3) 豊島廃棄物等の処理対象量の推計等

(1) 豊島廃棄物等の処理対象量及び残存量の推計

## 〇県側

・標題の下に括弧書きで29年1月13日時点とあるが、昨年12月末にレーザー測量を 行った後、今年1月11日に廃棄物等の掘削が完了し、13日に再度レーザー測量を実施 した結果になる。

アンダーラインで示ししているとおり、昨年の処理協議会でご報告していた 27 年度 末時点の重量よりも約2万2千トン多い見込みとなった。

①の表が昨年の処理協議会でご報告した27年度末時点の推計結果になる。表の右から2列目が重量になるが、2行目の処理対象量、これは廃棄物等と直下土壌を合わせた重量だが、これが904千トン、廃棄物等のみはその下の箱書きにあるとおり866千トンとなっていた。直下土壌は38千トンと推計していた。

県では、最終年度ということもあり、きめ細やかな進行管理を行う必要があることから、年度途中に 4 回の測量を行った。具体的にはこの表にはないが、28 年 7 月末、28 年 10 月 1 日、それから②の表にある 11 月 28 日、その下の③の表にある今年 1 月 13 日になる。

次に、②の表の右から2列目の重量の欄で、2行目が処理対象量で909千トン、その下の箱書きが廃棄物等だが、882千トンと、①の表の27年度末と比べて16千トン増加する見込みとなった。

下から二つ目の表、③の表の、右から2列目の重量の欄。2行目の処理対象量は90 4千トン、その下の箱書きが廃棄物等だが、888千トンとなった。 一番下の表にあるとおり、①の表である27年度末と比べて廃棄物等が22千トンの増加となった。これは、想定していたよりもつぼ掘りが多かったことによる。

なお、2ページから7ページは管理委員会の資料の抜粋をつけている。

## ②豊島廃棄物等の運搬量増強対策の実施

## 〇県側

・先ほど説明したとおり、測量の都度、廃棄物等の重量が増加しており、その測量時点での搬出完了時期が搬出期限ぎりぎりとなっていたことから、安全面や環境面で問題がないことを確認したものから順次、運搬量の増強対策として取り組んできた。それが1の①から⑤になる。

まず、①の「太陽の土曜日・日曜日の運航」つまり、太陽の毎日運航だが、これは、 昨年11月から取り組んでいる。これにより、搬出量が多くなったが、直島での処理 量よりも多くなったため、昨年11月21日から、直島環境センターで防水性など安 全面で問題がないフレコンバックに詰め、一時保管を開始している。

②の「コンテナダンプトラックを18台から1台増車して19台」で、これは今年 1月4日から実施している。

③の「コンテナダンプトラック積載量を1台あたり1.5トン増加」は、1月21日から実施している。

④の「太陽で、廃棄物等の一部について溶融助剤を混ぜずに搬出」は、これまでダンプトラックには、直島で溶融処理ができるよう、処分地内で廃棄物と溶融助剤、炭酸カルシウム等を混ぜたもの、均質化物と呼んでいるが、これをトラックに積んで直島に運んでいた。この④は、一部のトラックだが、溶融助剤を混ぜずに廃棄物等だけをトラックに積むことで、従来であれば溶融助剤分も運んでいたところを、廃棄物等とすることで搬出量を増加しようという対策になる。これを1月30日から実施している。

なお、この廃棄物等だけを運び込んだものは、直島環境センター内で防水性など安全面で問題がないフレコンバックに詰め、均質化物のフレコンバックとは区別して、 一時保管をしている。

⑤の「太陽とは別に、汚染土壌を搬出している「ことぶき丸」で廃棄物等を搬出」は、汚染土壌を搬出する際に使っている「ことぶき丸」を使って直島に運ぶものだが、トラックを乗せる船ではないので、処分地で廃棄物等を防水性など安全面で問題がないフレコンバックに詰めたうえ、コンテナダンプトラックと同様に、積載前にフレコンバックの外側を水洗浄し、「ことぶき丸」に積載する。

積み込み作業は、2月2日から開始しており、直島には2月6日に搬出するのが最初になる。

こうした搬出増強対策を行った結果、2にあるとおり、搬出完了は3月25日、処理完了は5月12日と見込んでいる。

なお、知事が「処理対象量の増加に伴い、廃棄物等の処理完了時期が5月に延びる 見込みとなったことは、処理施設を受け入れてくださっている直島町の方々や、豊島 住民の方々をはじめ県民の皆様にまことに申し訳なく思っておりますが、一日でも早 く廃棄物等の処理が完了するよう、全力を尽くしてまいりたいと考えています。」と述 べているとおり、我々も、安全と環境保全を第一に、搬出・処理の早期完了に全力で 取り組んでまいる。

9ページは、前回の管理委員会の資料で、内容は、今お話したとおりになる。

## ③直島環境センターでの廃棄物等の一時保管の状況

## 〇県側

・表 1 は、昨年 1 1月 2 1日から開始しました一時保管の状況について、1月 2 6日終了時点のものをまとめたものである。表の左から 3 列目に想定保管量 1 月 2 9日時点の欄があり、その 1 番下で、処理対象量の増加に伴い一時保管量は 9 , 5 0 0 トンに達する見込みとなっている。表の右下に、1 月 2 6日時点の保管量があるが、

1、447トン保管している。

11ページ図1は、直島環境センターの屋内での一時保管状況を示した図になり、 ピンクのところに保管している。

12ページは屋外スラグヤードの状況だが、1月26日から、図2のCヤードに一時保管をしている。内容については、先ほど住民の方々や県の方からお話をさせていただいたので、資料については先ほどのとおりとさせていただきたい。

### 〇住民側

・点検整備等で太陽の運行を止める必要があるのか。天候によって最終の搬出日はず れると考えてよいか。

## 〇県側

・点検整備は残り2ヶ月ということで、予定はしていない。天候によって後ろにずれることはあるが、資料2に書いているように、今後の搬出状況によっては、運行回数、例えばことぶき丸6回をさらに増やすことなどを考えていきたい。

## 〇住民側

・粗大スラグを外に持ち出すときは、ことぶき丸を使うのか。

## 〇県側

・粗大スラグについては、ことぶき丸でない船で運んでいる。

## 〇住民側

・資料3の12ページで、「やむを得ない場合は、現在保管中の粗大スラグを最終埋立 処分することもある。」とあるが、豊島住民会議は了承したわけではないことを言って おく。調停条項に抵触するため、やってはいけない。

・一時保管に使用するのは、福島の除染作業で使っているフレコンということだが、 積み上げすぎると崩れて、フレコンが破れ廃棄物飛散の原因となるので、注意しても らいたい。

### 〇県側

・安全と環境保全を第一に、直島環境センターにおけるフレコンバッグによる一時保 管をやっていきたい。

## (4) 豊島住民提出議題

①「中間保管梱包施設」に展示している「廃棄物剥ぎ取り展示物」の取扱いについて 〇住民側

・この2つの議題はこの間、県と事務連絡会で協議してきたものである。豊島の廃棄物等が搬出され、施設の撤去が来年度から始まる。そうなると、中間保管梱包施設に豊島住民から依頼した、廃棄物の剥ぎ取り展示物をどうするのか、という議論がある。

1つ問題があるのは、低濃度のPCBがあるのではないかという、県の意見があり、 議論を重ね、現在一定の合意が得られた。

剥ぎ取り展示物の経緯については別紙1に記載している。調停成立日の午前中に公調委を交えて、協議を行った結果、「申請人らは、本件廃棄物等の一部をサンプル展示として残すためにこれを採取するときは、技術委員会の指導と助言に従って行う。」こととなり、第1回の技術委員会にて、「廃棄物のコアサンプルを採取し、後世に残したいので技術委員会に協力をお願いする。」とした

採取方法については、琵琶湖博物館まで調査に行くなどして、第3回技術委員会にて、「断層断面保護技術を応用した剥ぎ取り方式」とすることが決められた。

その後、第5回技術委員会にて剥ぎ取り完了を報告したうえ、展示の申出をし、第8回技術委員会にて、中間保管梱包施設の設計に展示スペースを組み込むよう意見を述べ、決定された。

豊島3自治会と県との契約は15ページのとおりである。

今回施設が撤去されるため、契約の更新は行わない。もっともPCBについては平成39年3月31日までに処分委託することが決められているため、17ページ記載の合意書案について豊島3自治会とも確認済である。あと2つ廃棄物の展示があり、交流センターと資料館にあるため、この処分については県と今後協議していく。今のところ処分していく方向である。

## 〇議長

・剥ぎ取ったものはどこに置くのか。

#### 〇住民側

・まずは今の資料館へもっていき、新しい資料館をつくる予定であるため、後にそこ へ運ぶ予定である。

## ②見学者階段の設置等について

## 〇住民側

・かつて公害調停を合意した2000年6月、9月から自主的な工事にかかり、中に 入れないという状況になったので、図面通りの工作物を国立公園の第2種の特別地域 なので環境省へ許可を取って、24ページの写真のような階段を設置した。見学者が 全体の展望の見える場所を確保した。その結果、そこを登っていけば全体の作業工程 が見えるという状況であった。その後、今の中間保管梱包施設ができて、見学者ルー ムといった立派なものができた。西の方から全体が見えるということになり、工作物 は残念ながら木でできており、松くい虫にシロアリ等にやられ、しかも青く見えてい るのは外来産のコマツナギで高速道路の法面等に植えている非常に強い植物で、それ が非常に生い茂り、他の植物を圧倒してジャングルのような状態になっているが、今、 見学者は中間保管梱包施設から見える。そして、もうしばらくすると、廃棄物等の搬 出が終わり、新たに水処理という段階に入っていくので、施設の撤去が始まっていく。 その時に中間保管梱包施設は撤去されるので、全体を見れるところがなくなるので、 昔と同様のものを同様の図面で作っていく。ただ、若干学習したので、木は石に変え る、石は現場から出てきた石。現場から玉石のようなものが出てきて、それは今、西 海岸の方に置いてある。洗浄して完了判定を受けているので、それを利用して、石で 階段を作ってこれとまったく同じものを作って見学者の対応をしていくことを考えて いる。環境省とも相談して、全く同じことならそれはいいことだ。ただ、なるべく早 く申請を出してください。と言われている。ここの地域は県が地上権を設定している が、公開ということが原則なので、そういう内容である。これは管理委員会にも一時 出した。次のページは、現在のあそこから見える状況と、昔ここがどうであったか、 というのは最近の機器を使うと、iPad 等をぱっとやると昔の状況が見える。普通の目 では今の状態が見える、iPad や iPhone を見ると昔の状況、何年の時、何年の時と切り 替わっていくような形で展示ができたら、こういうふうに事業は進んで行ったんだな とわかり、二度と第2、第3の豊島を作らないように、環境教育の舞台として活用した

ということで、申請をするためには県が地上権を設定しているので協力をお願いしたい。申請の内容は文章に書いてある。これは香川県知事の前の知事さん、真鍋さんの名前で出したものとまったく同じもので、材料は出てきた石を使う。環境省からはそれは素晴らしいと評価いただいたので、手続きを進めていきたい。

#### 〇住民側

・費用としては基本的には3自治会の名前で出すということで、3自治会長の了解をいただいている。あと、オリーブ基金へ資金援助を申請して、それから費用の援助を受けてやろうかと思っている。環境省ができるだけ早く事前に持ってこいと言うので早めに書類作成するために議題として出した。

## 〇県側

・特に意見としてはない。施設撤去はしていかないといけないので、新年度の予算が 議決されたら速やかに現在の階段の撤去にかかりたいと考えている。あとは自然公園 法等の関係法令に適合することが条件になってくるが、住民会議が見学者用階段を設 置したいとのことなので、そういった手続きができるようなことを県としても進めて いきたいと考えている。ただ、調停条項で約束している地下水の浄化や、施設の撤去 工事がある。これも円滑に実施したいと考えているので、その事業の安全とか、円滑 な実施を妨げにならないような設置の仕方とか、使用するということについては、話 し合いの中で私どもも一定の条件というのは出させていただきたい。

## 〇議長

・iPad 等はどのくらいの大きさか。

### 〇住民側

・iPad や iPhone はどの大きさでもよい、そういった情報を出す小さな設備から電波で 飛ばして見えるようにする。例えば姫路城にもある、鉄砲を撃つシーンが見えるが、 ああいうものを想定している。

## 〇議長

それはまたよく考えてください。よろしく。

## (5) その他

## 〇議長

- ・今回の議事は終わったが、その他はあるか。
- ・スラグの埋立に関する豊島側と県側の議論については宜しくお願いしたい。それでは最後に高月会長代理の方からご意見をお願いしたい。

## 〇高月会長代理

- ・私は今回で2回目の出席だが、前回はしゃんしゃんと終わったが、今日は予測していた喧々諤々の議論ができたと思う。
- ・今後、両者で協議をして頂いて、事業が円滑に進んでいくようお願いしたい。

## 〇議長

- ・今日は厳しい議論もあったが、傍聴者の方々にも熱心に聞いていただいてありがた く思う。
- ・それでは、本日の第38回の豊島廃棄物等処理協議会は、これでもって閉会させて いただきたいと思います。どうも皆さん、ありがとうございました。

## 〇一同

・ありがとうございました。

以上の議事を明らかにするために、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名・ 押印した。

平成 年 月 日

議事録署名人

議長

協議会員

協議会員